

令和元年中

三重の少年非行

ダイジェスト版【確定値】

三重県警察本部

用語の解説

- 少年 → 20歳未満の者をいう。
- 非行少年 → 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- ・犯罪少年 → 罪を犯した少年をいう。(少年法第3条第1項第1号)
 - ・触法少年 → 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。(少年法第3条第1項第2号)
 - ・ぐ犯少年 → 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。(少年法第3条第1項第3号)
- 不良行為少年 → 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 刑法犯少年 → 本冊子では、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪を除く。）を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。
- 特別法犯少年 → 本冊子では、刑法以外の法令に違反する罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪以外の罪及び交通法令違反を除く。）を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。

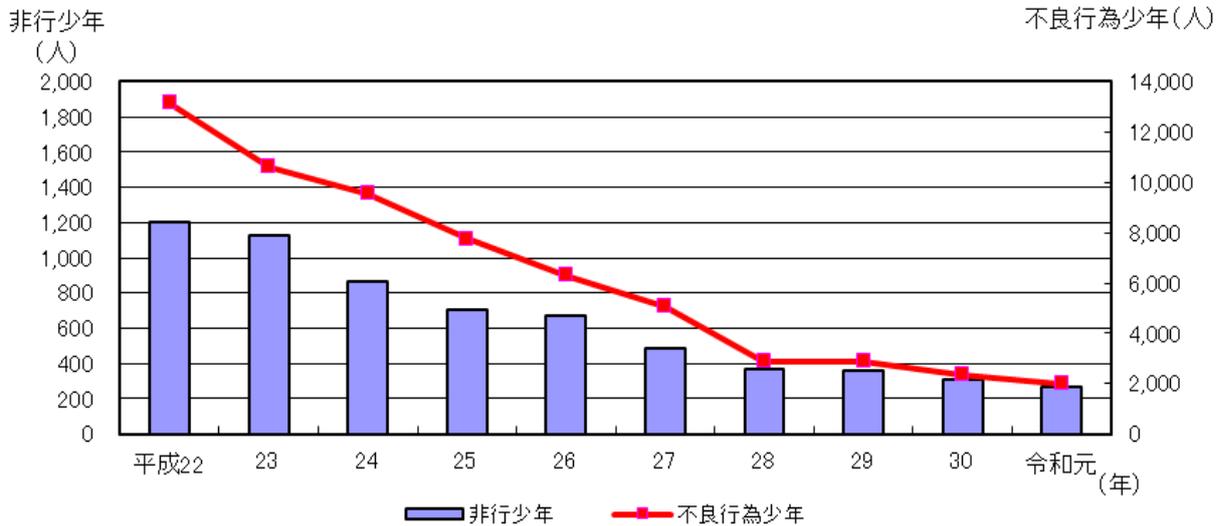
(注) 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため、合計が必ずしも100.0にならない場合がある。

少年非行の概況

令和元年中に、警察が検挙・補導した非行少年の総数は271人で、前年に比べ40人(12.9%)減少しました。

また、飲酒、喫煙などで補導した不良行為少年は2,001人で、前年に比べ349人(14.9%)減少しました。

【非行少年及び不良行為少年の10年間の推移】



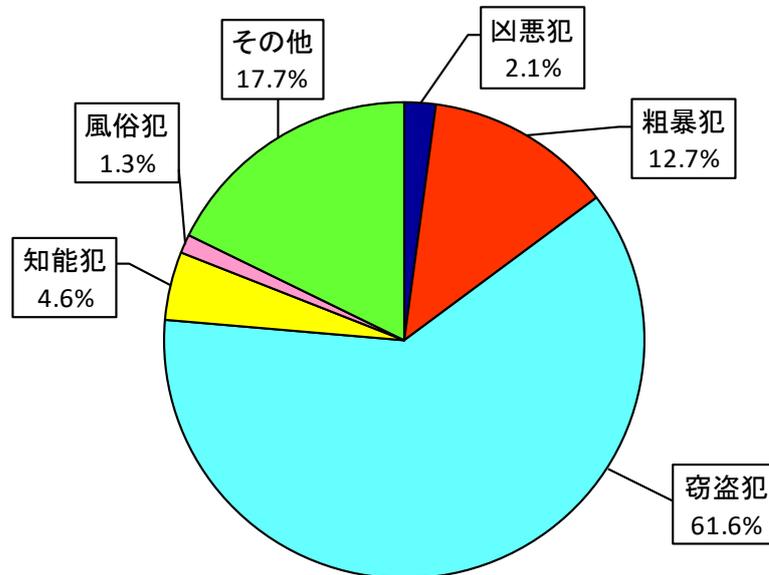
区分		年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
非行少年	刑法犯少年	犯罪少年	973	927	741	593	570	388	294	248	240	215
		触法少年	139	123	47	32	35	45	28	73	32	22
		小計	1,112	1,050	788	625	605	433	322	321	272	237
	特別法犯少年	犯罪少年	84	61	58	74	62	53	45	35	32	33
		触法少年	4	12	10	2	1	0	0	1	5	0
		小計	88	73	68	76	63	53	45	36	37	33
	ぐ犯少年	4	2	6	4	0	1	1	0	2	1	
	合計	1,204	1,125	862	705	668	487	368	357	311	271	
	不良行為少年	13,147	10,627	9,548	7,747	6,305	5,061	2,887	2,886	2,350	2,001	

刑法犯少年

刑法犯には、殺人・強盗などの凶悪犯、暴行・傷害などの粗暴犯、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯、詐欺・横領などの知能犯、強制わいせつなどの風俗犯、占有離脱物横領などのその他の刑法犯があります。

罪種別状況

罪種別では、窃盗犯が刑法犯全体の 61.6%を占めています。



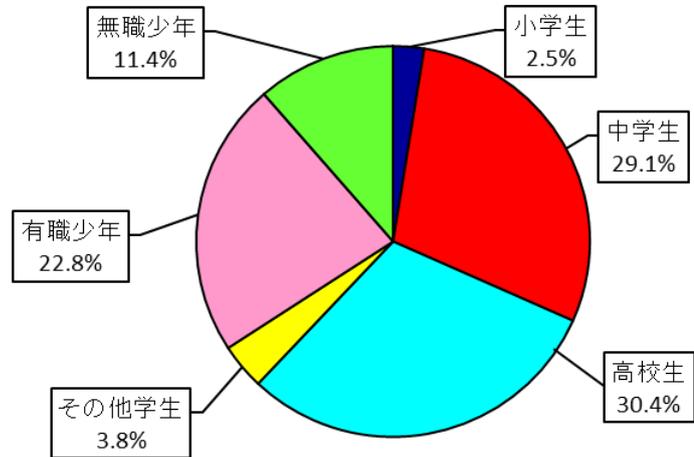
【罪種別状況】

単位:人

年次		罪種別	合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和	元年		237	5	30	146	11	3	42
		構成比(%)	-	2.1	12.7	61.6	4.6	1.3	17.7
平成	30年		272	6	43	167	9	5	42
		構成比(%)	-	2.2	15.8	61.4	3.3	1.8	15.4
増減	人員		-35	-1	-13	-21	2	-2	0
	率(%)		-12.9	-16.7	-30.2	-12.6	22.2	-40.0	0.0

学職別状況

学職別では、高校生が 72 人 (30.4%)、中学生が 69 人 (29.1%) と、これらで全体の 59.5%を占めています。

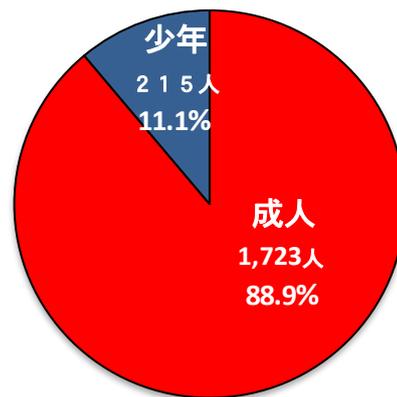


単位: 人

年次	学職別	総計	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
令和元年		237	0	6	69	72	9	156	54	27
	構成比(%)	-	0.0	2.5	29.1	30.4	3.8	65.8	22.8	11.4
平成30年		272	0	14	66	91	9	180	66	26
	構成比(%)	-	0.0	5.1	24.3	33.5	3.3	66.2	24.3	9.6
増減	人員	-35	0	-8	3	-19	0	-24	-12	1
	率 (%)	-12.9	-	-57.1	4.5	-20.9	0.0	-13.3	-18.2	3.8

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年（犯罪少年）の割合

全刑法犯検挙人員 (1,938 人) に占める刑法犯少年 (犯罪少年 215 人) の割合は 11.1% で、昨年に比べ 0.2 ポイント増加しました。



人口 1,000 人あたりの刑法犯少年（犯罪少年）検挙人員

【人口比】

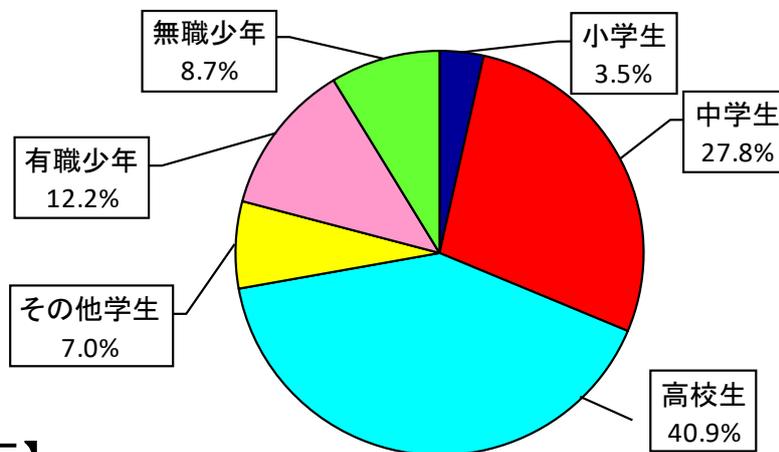
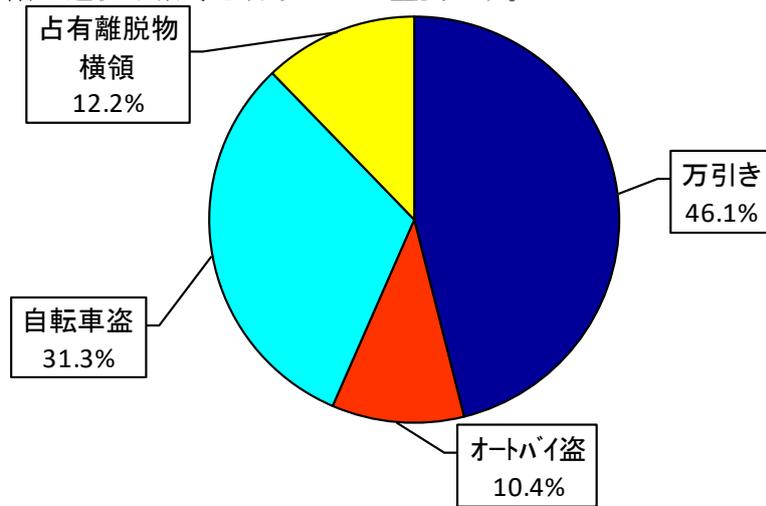
	刑法犯少年(犯罪少年) (人)	人口比 (人)
三重県	215	2.1
全国	19,920	2.8

※ 人口比は、三重県は三重県戦略企画部統計課、全国は総務省統計局のデータに基づき計算したものです。

初発型非行の状況

初発型非行は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（道路等に放置されている自転車などを自分のものにする。）をいい、動機が単純で、安易に行われやすい非行形態をいいます。これらで検挙・補導された少年が刑法犯少年全体の48.5%を占めています。

初発型非行をきっかけに非行の程度が深まる危険性があり、少年を立ち直らせるためには、この段階で適切な指導を行うことが重要です。



【初発型非行】

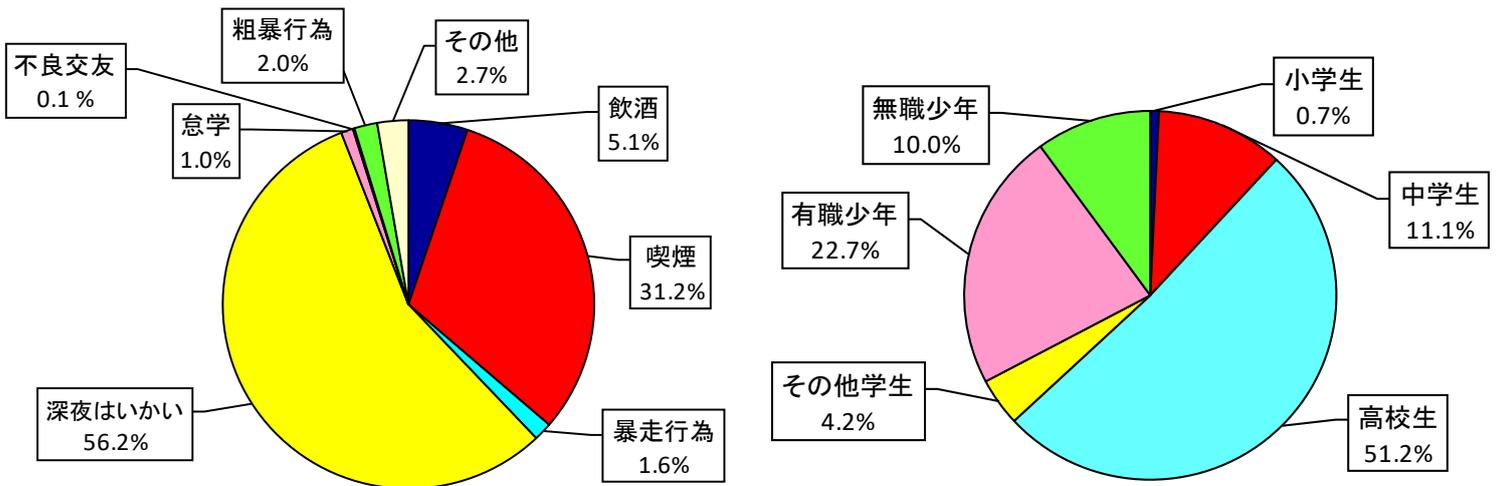
単位：人

学職別 手口別	総計	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	前年同期	増減数
		小学生	中学生	高校生	その他学生	小計				
万引き	53	4	18	16	2	40	5	8	79	-26
オートバイ盗	12	0	1	3	1	5	5	2	24	-12
自転車盗	36	0	12	21	2	35	1	0	22	14
占有離脱物横領	14	0	1	7	3	11	3	0	17	-3
合計	115	4	32	47	8	91	14	10	142	-27
前年同期	142	5	41	57	5	108	23	11		
増減人員	-27	-1	-9	-10	3	-17	-9	-1		
増減率(%)	-19.0	-20.0	-22.0	-17.5	60.0	-15.7	-39.1	-9.1		

不良行為少年

不良行為少年を行為別にみると、深夜はいかいが56.2%、喫煙が31.2%、これら2つで87.4%を占めています。

これらの行為は、非行へつながる危険性があることから、警察ではボランティアの皆さんと協力して、街頭補導を通じて適切に指導する活動をしています。



【不良行為少年】

単位:人

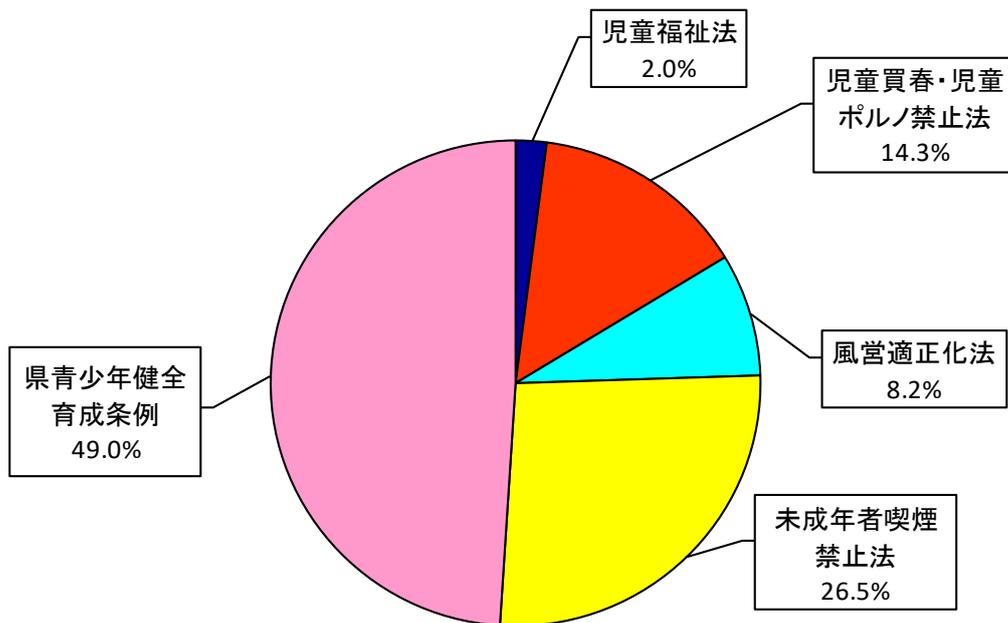
年次	行為別	合計	行為別							
			飲酒	喫煙	暴走行為	深夜はいかい	怠学	不良交友	粗暴行為	その他
令和元年	合計	2,001	103	624	32	1,124	21	3	40	54
	構成比(%)	-	5.1	31.2	1.6	56.2	1.0	0.1	2.0	2.7
平成30年	合計	2,350	117	759	29	1,342	22	2	37	42
	構成比(%)	-	5.0	32.3	1.2	57.1	0.9	0.1	1.6	1.8
増減	人員	-349	-14	-135	3	-218	-1	1	3	12
	率(%)	-14.9	-12.0	-17.8	10.3	-16.2	-4.5	50.0	8.1	28.6

単位:人

年次	学職別	総計	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
令和元年	合計	2,001	1	14	222	1,025	84	1,345	454	201
	構成比(%)	-	0.0	0.7	11.1	51.2	4.2	67.2	22.7	10.0
平成30年	合計	2,350	0	12	269	1,152	85	1,518	584	248
	構成比(%)	-	0.0	0.5	11.4	49.0	3.6	64.6	24.9	10.6
増減	人員	-349	1	2	-47	-127	-1	-173	-130	-47
	率(%)	-14.9	-	16.7	-17.5	-11.0	-1.2	-11.4	-22.3	-19.0

福祉犯の被害少年

福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいいます。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられます。福祉犯による被害少年の総数は49人で、前年に比べて35人(41.7%)減少しました。



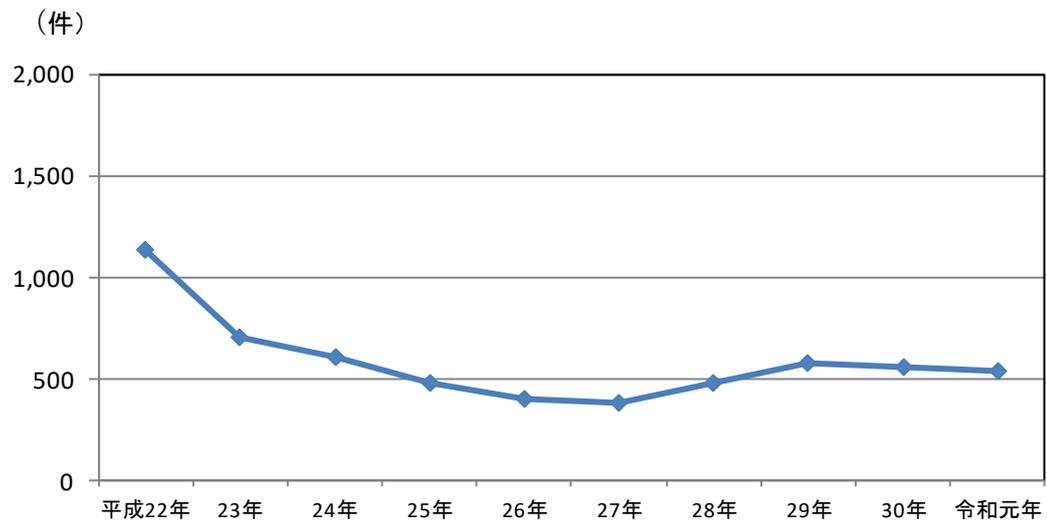
【福祉犯被害少年】

単位：人

法令別		総計	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	風営適正化法	未成年者喫煙禁止法	県青少年健全育成条例	その他
学職別	小学生	1	0	1	0	0	0	0	0
	中学生	13	1	5	0	2	1	4	0
	高校生	26	0	1	0	0	6	19	0
	その他	3	0	0	0	1	2	0	0
有職少年	4	0	0	0	1	3	0	0	
無職少年	2	0	0	0	0	1	1	0	
合計	49	1	7	0	4	13	24	0	
前年同期	84	1	17	1	14	21	28	2	
増減人員	-35	0	-10	-1	-10	-8	-4	-2	
率(%)	-41.7%	0.0%	-58.8%	-100.0%	-71.4%	-38.1%	-14.3%	-100.0%	

少年相談状況

警察で受理した少年に関する相談の受理状況です。



	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
受理件数	1,139	707	602	484	404	381	476	578	556	542